

# 多子世帯の修学支援制度 について

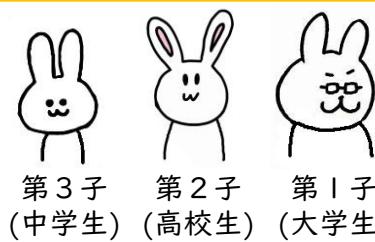
## (給付奨学金)

多子世帯（扶養する子どもが3人以上の世帯）に該当していれば所得制限なく授業料の減額が受けられる制度です。

支援額（年間）	
授業料	入学金
70万	26万

<例>

子ども3人以上の世帯が対象



※1年次の後期から支援を受ける人は、入学金の減額は受けられません。

### ◆ 多子世帯の条件

- ①対象年度の住民税情報において、生計維持者の扶養親族数が3人以上
- ②対象年度の住民税情報において、奨学生本人が生計維持者に扶養されている
- ③スカラネット入力時に、生計維持者の対象年度の扶養親族のうち子ども(※)の数を奨学生本人を含め3人以上と入力している

※子どもに該当するのは、スカラネットで入力した扶養親族のうち「奨学生本人」、「生計維持者の子」及び「生計維持者よりも年下の人」です。

#### ・対象年度

令和7年度(2025年度) [令和6年(2024年)12月31日時点の状況]

#### ・学業要件：日本学生支援機構のHPを確認してください



<学力基準>

#### ・所得制限：授業料減免については所得制限なし

#### ・資産要件：3億円未満

#### <注> 資産について

1. 現金及びこれに準ずるもの(投資信託、投資用資産として保有する金・銀等)

※退職金も含まれます。

2. 預貯金(普通預金、定期預金等)、有価証券(株式、国債、社債、地方債等)

※有価証券や投資信託は時価で換算してください。

3. 満期や解約等により現金化した保険

※満期・解約前の掛け金は含みません。また、貯蓄型生命保険や学資保険も含みません。

## 重要事項！



### 【1.授業料の減免】

授業料の減額支援であり、各学科の授業料との差額や施設設備費は支払いが必要です。

### 【2.手続き・申込み】

以前、給付奨学生であった方で廃止の認定を受けた方は、再度申込みすることができません。

#### 手続き・申込み

日本学生支援機構が扶養状況を確認しますので、かたちとしては日本学生支援機構の給付奨学金を申込んでください。また、同時に家計状況も確認し、世帯収入が一定以下の場合は、授業料減額にあわせて給付奨学金を受給することができます。

いずれかの説明会に参加してください。

#### 新規申込説明会

日時	3月30日（月）① 12:30～13:00
	4月13日（月）② 12:30～13:00
場所	AVホール（芸術情報センター地下1階）

申込には、資格や基準があります。詳しくは日本学生支援機構のホームページをご覧ください。➡



◆ 申込のスケジュールについては、4ページ目をご確認ください。

### 【3.多子世帯に該当したとき(採用されたとき)の減額】

多子世帯に該当した場合、2026年度前期から支援が適用されます。減免額は同年度後期の学費と相殺しますので、ひとまず前期の学費については期限までにお納めください。

#### 採用時期

6月または7月に採用決定します。

#### 支援の時期

後期の学費と相殺します。後期の学費納付書は、10月上旬に保証人宛へお届けします。

**【4.授業料等減免による支援をうけた場合の第一種奨学金（併給調整）】**

授業料減免および給付奨学金と併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合、支援区分に応じて、第一種奨学金の貸与月額が調整されます。現在、第一種奨学金を受給されている方については、月額が減少またはゼロ円になります。すでに第一種奨学金を受給している方、または同時に第一種奨学金を申請する方はご注意ください。

**【例】多子世帯支援で採用された第一種奨学金（自宅生）の併給調整**

多子世帯を申込んだ。

多子世帯で採用された。

	4月	5月	6月	7月
第一種奨学金（自宅）	54,000円	54,000円	54,000円	0円

7月以降は第一種奨学金がゼロ円になります。

**授業料等減免の支援をうけた場合の第一種奨学金の利用可能額【多子世帯】※参考**

	自宅通学	自宅外通学
支援区分1（多子世帯）	0円	0円
支援区分2（多子世帯）	0円	0円
支援区分3（多子世帯）	0円	0円
支援区分4（多子世帯）	0円	0円
多子世帯	0円	5,600円

1子・2子世帯に係る第一種奨学金の利用可能額や、併給調整全般にかかわることは、機構ホームページをご覧ください。



**【5.扶養状況の確認】**

毎年、日本学生支援機構が扶養状況を確認します。第一子が就職等を機に経済的に自立する場合は支援対象外となります。変更された結果は10月分からの授業料納入に反映されます。

多子世帯の支援（子供3人を扶養している間の支援）のイメージ（文部科学省のホームページより）

3人きょうだいの場合

	第1子が大学へ進学	第2子が大学へ進学	第1子が卒業後就職
社会人			支援対象外
大学生	支援対象	支援対象  支援対象	支援対象外
高校生以下			

第1子が扶養から外れた場合、第2・第3子は支援対象外に※現行制度における世帯年収に応じた支援は受けられる可能性があります。



文科省ホームページの多子世帯への授業料無償化に係るFAQ等が記載されています。➡